

### 18 市税の税率等の推移

区分		年度		
		昭和25年度	昭和26年度	
市 民 税	個人	均 等 割	750円	600円
		所 得 割	18.0%	
	法人	均 等 割	1,800円	
		法 人 税 割		15% (標準税率12.5%)
固 定 資 産 税		○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 10,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
軽 自 動 車 税		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭和29年～昭和63年)				
電 気 ガ ス 税 (～昭和48年)		料金の10.0%		
鉦 産 税		鉦物価格の1.0%		
木 材 引 取 年 税 (～平成元年)		素材の山元価格の5.0%		
広 告 税 (～昭和27年)		10.0%		
接 客 人 税 (～昭和27年)		1人月額100円		

昭 和 27 年 度		昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
500円		600円			
3万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	4.5%
3万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	4.9%
5万円	7.0%	4万円	7.0%	4万円	5.3%
8万円	8.0%	6万円	7.5%	6万円	5.7%
10万円	8.5%	8万円	8.0%	8万円	6.0%
12万円	9.0%	10万円	8.5%	10万円	6.4%
15万円	9.5%	12万円	9.0%	12万円	6.8%
20万円	10.0%	15万円	9.5%	15万円	7.2%
		20万円	10.0%	20万円	7.5%
		3,000円			
				9.0% (標準税率7.5%)	
		○課税標準の1.9%(標準税率1.6%) ○免税点		○課税標準の1.8%(標準税率1.5%) ○免税点	
		土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満		土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
自転車税				自転車税	
○二輪車				○二輪車	
一般用車および婦人用車	200円			一般用車および婦人用車	200円
競走用車	300円			競走用車	300円
○三輪車	400円			○原動機付自転車および三輪車	500円
○原動機付自転車	500円				
荷車税				荷車税	
○荷積牛馬車 四輪車	800円			○荷積牛馬車 四輪車	800円
○荷積大車	400円			○荷積大車	400円
○荷積小車およびリヤカー	200円			○荷積小車およびリヤカー	200円
				たばこ売渡価格の10/115	
		鉱物価格の1.2%			
昭和27年7月廃止					
昭和27年7月廃止					

区分		年度		
		昭和30年度	昭和31年度	
市 民 税	個人	均等割	550円	
		所得割		
	法人	均等割	3,000円	
		法人税割	9.0%(標準税率8.1%)	9.7%(標準税率8.1%)
固定資産税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 50,000円未満	○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 100,000円未満	
軽自動車税  〔昭和29年～昭和32年〕 自転車荷車税		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 ○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市たばこ消費税		たばこ売渡価格の9.0%		
電気ガス税				
鉱産税		鉱物価格の1.0%		
木材引取税				
入湯税(昭和33年～)				

昭和 32 年 度	昭和 33 年 度	昭和 34 年 度
	400円	
	2万円以下の金額 4.0% 2万円を超える金額 4.6% 4万円 〃 5.2% 6万円 〃 5.7% 8万円 〃 6.0% 10万円 〃 6.4% 12万円 〃 6.8% 15万円 〃 7.2% 20万円 〃 8.2% 30万円 〃 8.7%	
		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 20,000円未満 家 屋 30,000円未満 償却資産 150,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 ○軽自動車 二 輪 1,500円 三輪以上 3,000円 農耕作業用 1,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円 側車付 4,300円 ○被けん引車 1,000円	
	たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率 11.0%	
素材の山元価格の4.0%	素材の山元価格の2.0%	
	1人1日20円	

区 分		年 度		
		昭 和 36 年 度	昭 和 37 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	400円	
		所 得 割	2万円以下の金額 3.6% 2万円を超える金額 4.2% 4万円 // 4.9% 6万円 // 5.4% 8万円 // 5.8% 10万円 // 6.4% 12万円 // 6.8% 15万円 // 7.2% 20万円 // 8.2% 30万円 // 8.7%	
	法 人	均 等 割	3,000円	
		法 人 税 割	9.7% (標準税率8.1%)	
	固 定 資 産 税			
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			税率 12.0%
	電 気 ガ ス 税		○料金の10.0% ○免税点 300円以下	○料金の9.0% ○免税点 300円以下
	鉱 産 税		鉱物価格の1.0%	鉱物価格の1.0% (ただし、鉱物価格が200万円以下は0.7%)
	木 材 引 取 税			
入 湯 税				

昭和 38 年 度		昭和 39 年 度		昭和 40 年 度	
2万円以下の金額	3.1%	2万円以下の金額	3.0%	15万円以下の金額	3.0%
2万円を超える金額	3.7%	2万円を超える金額	3.5%	15万円を超える金額	4.5%
4万円	4.5%	4万円	4.0%	40万円	6.0%
6万円	5.0%	6万円	5.0%	70万円	7.5%
8万円	5.5%	8万円	5.5%	100万円	9.0%
10万円	6.1%	10万円	6.0%	150万円	10.5%
12万円	6.6%	12万円	6.5%	250万円	12.0%
15万円	7.0%	15万円	7.0%	400万円	13.5%
20万円	8.1%	20万円	7.5%	600万円	15.0%
30万円	8.6%	30万円	8.0%	1,000万円	16.5%
		50万円	9.0%	2,000万円	18.0%
		70万円	10.0%	3,000万円	19.5%
		100万円	11.0%	5,000万円	21.0%
		150万円	12.0%		
		250万円	13.0%		
		400万円	14.0%		
		600万円	15.0%		
		1,000万円	16.0%		
		1,500万円	17.0%		
		2,500万円	18.0%		
				10.1% (標準税率8.4%)	
				○原動機付自転車	
				50cc以下のもの	500円
				90cc以下のもの	800円
				125cc以下のもの	1,000円
				○軽自動車	
				二輪のもの(側車付を含む)	1,500円
				三輪のもの	2,000円
				四輪以上のもの	乗用 4,500円 貨物用 2,500円
				○小型特殊自動車	
				農耕作業用	1,000円
				その他のもの	3,000円
				○二輪の小型自動車	2,500円
税率 13.4%		税率 15.0%			
○料金の8.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%	
○免税点 300円以下		○免税点 300円以下		○免税点 電気400円以下 ガス500円以下	

区 分		年 度			
		昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割			
		所 得 割			
	法 人	均 等 割		資本金が1,000万円以上 7,000円 その他 4,000円	
		法 人 税 割	10.7%(標準税率8.9%)		
固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 80,000円未満 家 屋 50,000円未満 償却資産 300,000円未満			
軽 自 動 車 税					
市たばこ消費税			税率 18.1%		
電 気 ガ ス 税				○料金の7.0% ○免税点 電気 400円以下 ガス 800円以下	
鉾 産 税					
木 材 引 取 税					
入 湯 税		入湯客1人1日について 日帰り10円 宿泊20円			

昭和 44 年 度		昭和 45 年 度		昭和 46 年 度		昭和 47 年 度	
15万円以下の金額	2.8%	15万円以下の金額	2.4%	15万円以下の金額	2.0%		
15万円を超える金額	4.2%	15万円を超える金額	3.6%	15万円を超える金額	3.0%		
40万円	5.6%	40万円	4.8%	40万円	4.0%		
70万円	7.0%	70万円	6.0%	70万円	5.0%		
100万円	8.4%	100万円	7.2%	100万円	6.0%		
150万円	9.8%	150万円	8.4%	150万円	7.0%		
250万円	11.2%	250万円	9.6%	250万円	8.0%		
400万円	12.6%	400万円	10.8%	400万円	9.0%		
600万円	14.0%	600万円	12.0%	600万円	10.0%		
1,000万円	16.5%	1,000万円	13.2%	1,000万円	11.0%		
2,000万円	16.8%	2,000万円	14.4%	2,000万円	12.0%		
3,000万円	18.2%	3,000万円	15.6%	3,000万円	13.0%		
5,000万円	19.6%	5,000万円	16.8%	5,000万円	14.0%		
		10.7% (標準税率9.1%)					
○料金の7.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%	
○免税点 電気 500円以下		○免税点 電気 600円以下		○免税点 電気 700円以下		○免税点 電気800円以下	
ガス 1,000円以下		ガス 1,200円以下		ガス 1,400円以下		ガス 1,600円以下	
				入湯客1人1日について			
				日帰り20円 宿泊40円			



区 分		年 度		
		昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度	
市 民 税	個	均 等 割		
		所 得 割	30万円以下の金額 2.0% 30万円を超える金額 3.0% 50万円 " 4.0% 80万円 " 5.0% 110万円 " 6.0% 150万円 " 7.0% 250万円 " 8.0% 400万円 " 9.0% 600万円 " 10.0% 1,000万円 " 11.0% 2,000万円 " 12.0% 3,000万円 " 13.0% 5,000万円 " 14.0%	
	法 人	均 等 割		
		法 人 税 割	14.5% (標準税率12.1%)	
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.65%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			
	電 気 ガ ス 税 ( ~ 昭 和 48 年 )		○料金の6.0%	
	電 気 税 ・ ガ ス 税 ( 昭 和 49 年 ~ 平 成 元 年 )		○免税点 電気 1,000円以下 ガス 2,100円以下	料金の6.0% ○免税点 1,200円以下 料金の5.0% ○免税点 2,700円以下
	鉱 産 税			
木 材 引 取 税				
特 別 土 地 保 有 税 ( 昭 和 49 年 ~ )			○土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) ○免税点 5,000㎡未満	
入 湯 税				

昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度																
	1,200円																	
	○資本金が1億円を超え従業員数が100人を超えるもの 40,000円 ○資本金が1億円を超え従業員数が100人以下のもの 20,000円 および資本金が1千万円を超え1億円以下のもの ○資本金が1千万円以下のもの 12,000円																	
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 650円 90cc以下のもの 1,000円 125cc以下のもの 1,300円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪以上のもの <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">乗用</td> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="text-align: right;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="text-align: right;">5,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">貨物用</td> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="text-align: right;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="text-align: right;">3,300円</td> </tr> </table> ※公害規制適合者の場合のみ2年間 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;">乗用</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">貨物用</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> </table> ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他のもの 3,900円 ○二輪の小型自動車 3,300円	{	乗用	営業用	5,200円	自家用	5,900円	貨物用	営業用	2,900円	自家用	3,300円	{	乗用	4,500円	貨物用	2,500円	
{	乗用			営業用	5,200円													
			自家用	5,900円														
	貨物用		営業用	2,900円														
		自家用	3,300円															
{	乗用	4,500円																
	貨物用	2,500円																
料金の5.0% ○免税点 2,000円以下 料金の3.0% ○免税点 4,000円以下		料金の5.0% ○免税点 2,400円以下 料金の2.0% ○免税点 4,800円以下																
1人1日について 日帰り50円 宿泊100円		日帰り50(75)円 宿泊100(150)円 注( )内の税率は53年1月1日から適用																



昭 和 55 年 度	昭和56年度	昭 和 57 年 度
1,500円		
30万円以下の金額 2.0%		
30万円を超える金額 3.0%		
45万円 " 4.0%		
75万円 " 5.0%		
100万円 " 6.0%		
130万円 " 7.0%		
230万円 " 8.0%		
370万円 " 9.0%		
570万円 " 10.0%		
950万円 " 11.0%		
1,900万円 " 12.0%		
2,900万円 " 13.0%		
4,900万円 " 14.0%		
	14.7% (標準税率12.3%)	
料金の5.0%		
○免税点 3,600円以下		
料金の2.0%		料金の2.0%
○免税点10,000円以下		○免税点12,000円以下

区 分		年 度	
		昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度
市	人	均 等 割	
		所 得 割	
民	税 法	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 1,500千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 1,000千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 270千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 100千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 80千円 ○上記に掲げる法人以外 27千円
		均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 144千円 ○上記に掲げる法人以外 48千円
	人	法 人 税 割	
固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 { 貨物用 { 自家用 7,200円 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 { 2,400円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円
市たばこ消費税			
電 気 税			
ガ ス 税			
鉱 産 税			
木 材 引 取 税			
特別土地保有税			
入 湯 税			

昭 和 60 年 度		昭 和 61 年 度															
2,000円																	
20万円以下の金額	2.5%																
20万円を超える金額	3.0%																
45万円	4.0%																
70万円	5.0%																
95万円	6.0%																
120万円	7.0%																
220万円	8.0%																
370万円	9.0%																
570万円	10.0%																
950万円	11.0%																
1,900万円	12.0%																
2,900万円	13.0%																
4,900万円	14.0%																
○原動機付自転車																	
50cc以下のもの	1,000円																
90cc以下のもの	1,200円																
125cc以下のもの	1,600円																
三輪以上の50cc以下のもの	2,500円																
○軽自動車																	
二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円																
三輪のもの	3,100円																
四輪以上	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	{	乗用	{	営業用	5,500円	自家用	7,200円	{	貨物用	{	営業用	3,000円	自家用	4,000円		
{					乗用	{	営業用	5,500円									
		自家用	7,200円														
{		貨物用	{	営業用	3,000円												
	自家用			4,000円													
のもの	4,000円																
雪上車	2,400円																
○小型特殊自動車																	
農耕作業用	1,600円																
その他のもの	4,700円																
○二輪の小型自動車	4,000円																
4月のみ たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率18.1%		※ 従量割については昭和61年5月1日から															
従価割 従量割		従価割 従量割															
5月から (小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)															

年度		昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
区 分			
市 民 税	均 等 割		
	所 得 割		60万円以下の金額 3.0%
			60万円を超える金額 5.0%
			130万円 // 7.0%
			260万円 // 8.0%
			460万円 // 10.0%
法 人 税	均 等 割		950万円 // 11.0%
	法 人 税 割		1,900万円 // 12.0%
固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税			
市たばこ消費税 (～平成元年)		※ 従量割については昭和63年3月31日まで 従価割 従量割	※ 従量割については平成元年3月31日まで(千本につき640円) 従価割 従量割
市たばこ税 (平成元年～)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)	(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)
電 気 税 (～平成元年)			
ガ ス 税 (～平成元年)			
鉱 産 税			
木 材 引 取 税 (～平成元年)			
特 別 土 地 保 有 税			
入 湯 税			
事 業 所 税 (平成3年7月～)			

平成元年度		平成3年度	
120万円以下の金額	3.0%	160万円以下の金額	3.0%
120万円を超える金額	8.0%	160万円を超える金額	8.0%
500万円 "	11.0%	550万円 "	11.0%
		○課税標準の1.6%(標準税率1.4%)	
		○免税点	
		土地 300,000円未満	
		家屋 200,000円未満	
		償却資産 1,500,000円未満	
		○原動機付自転車	
		50cc以下のもの	1,000円
		90cc以下のもの	1,200円
		125cc以下のもの	1,600円
		ミニカー(三輪以上)	2,500円
		屋根付三輪	1,000円
		○軽自動車	
		二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円
		三輪のもの	3,100円
		四輪以上	5,500円
		のもの { 乗用 { 営業用	7,200円
		{ 貨物用 { 自家用	3,000円
		{ 営業用	4,000円
		{ 自家用	2,400円
		雪上車	
		○小型特殊自動車	
		農耕作業用	1,600円
		その他のもの	4,700円
		○二輪の小型自動車	4,000円
売渡本数千本につき 1,997円			
(旧3級品たばこは千本につき 948円)			
平成元年4月廃止			
平成元年4月廃止			
平成元年4月廃止			
		○事業に係る事業所税	
		資産割 事業所床面積1㎡当たり600円	
		従業者割 従業者給与総額の0.25%	
		○新增設に係る事業所税 1㎡当たり6,000円	



区 分		年 度		
		平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
市 民 税	均 等 割			2,500円
	個 所 得 割		200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 11.0%	
	法 均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業員数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が10億円を超え従業員数が50人以下のもの 492千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超えるもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下のもの 192千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下のもの 156千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人を超えるもの 144千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人以下のもの 60千円		
	人 法 人 税 割			
	固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税				
市 た ば こ 税				
鉱 産 税				
特 別 土 地 保 有 税				
入 湯 税				
事 業 所 税				

平成 9 年 度		平成 11 年 度		平成 15 年 度			
200万円以下の金額	3.0%	200万円以下の金額	3.0%				
200万円を超える金額	8.0%	200万円を超える金額	8.0%				
700万円	12.0%	700万円	10.0%				
○原動機付自転車 50cc以下のもの	1,000円			○原動機付自転車 50cc以下のもの	1,000円		
90cc以下のもの	1,200円			90cc以下のもの	1,200円		
125cc以下のもの	1,600円			125cc以下のもの	1,600円		
ミニカー(三輪以上)	2,500円			ミニカー(三輪以上)	2,500円		
屋根付三輪	1,000円			屋根付三輪	1,000円		
○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円			○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円		
三輪のもの	3,100円			三輪のもの	3,100円		
四輪以上	乗用 { 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 { 営業用 3,000円 自家用 4,000円			四輪以上	乗用 { 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 { 営業用 3,000円 自家用 4,000円		
のもの				のもの			
雪上車		2,400円				雪上車	2,400円
被けん引車		2,400円				被けん引車	2,400円
○小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円			○小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円		
その他のもの	4,700円			その他のもの	4,700円		
○二輪の小型自動車	4,000円			○二輪の小型自動車	4,000円		
売渡本数千本につき2,434円 (旧3級品たばこは千本につき1,155円)		平成11年5月1日から 売渡本数千本につき2,668円 (旧3級品たばこは千本につき1,266円)		平成15年7月1日から 売渡本数千本につき2,977円 (旧3級品たばこは千本につき1,412円)			
					課税停止		
					○資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 ○従業者割 従業者給与総額の0.25% (新增設に係る事業所税は廃止)		

区分		年度	平成16年度	平成17年度
		※市町合併に伴う不均一課税・課税免除		
市 民 税	個人	均等割	3,000円	夫と生計を一にする妻の均等割課税 経過措置により1/2課税
		所得割		配偶者特別控除の上乗せ部分の控除廃止
	法人	均等割	○法人市民税 市町合併期日の前日(平成17年1月10日)時点で、 旧河辺町・旧雄和町のいずれかにのみ事務所・事 業所等を有する法人について、平成20年3月31日 までに終了する事業年度分について、法人市民 税均等割・法人税割の税率を標準税率とする。 旧河辺・雄和町 平成20年4月1日以降均等割は、標準税率→制限 税率(1.2倍) 税割は、標準税率(12.3%)→制限税 率(14.7%)	
		法人税割		
固定資産税		○固定資産税 旧河辺町・旧雄和町の区域について、税率を平成 17年度は1.4%、平成18年度から平成20年度までは 1.5%、平成21年度から1.6%とする。		
軽自動車税				
市たばこ税				
鉱産税				
特別土地保有税				
入湯税				
事業所税		○事業所税 旧河辺町・旧雄和町の区域に所在する事務所等 については、平成20年3月31日までに終了する事 業年度分の法人の事業および平成19年までの年 分の個人の事業を課税免除とする。		

平成 18 年 度	平成 19 年 度
夫と生計を一にする妻の均等割課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税
65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税 老年者控除の廃止 年金所得課税の見直し(65歳以上の年金所得の所得算出 方法の変更) 定率減税の縮減(1/2)	一律6%課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税 定率減税の廃止
平成18年7月1日から 売渡本数千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	

区 分		年 度		
		平 成 20 年 度	平 成 22 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止	
		所 得 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止	
	法 人	均 等 割		
		法 人 税 割		
固定資産税				
軽自動車税				
市たばこ税				平成22年10月1日から 売渡本数千本につき4,618円 (旧3級品たばこは千本につき2,190円)
鉦 産 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事業所税				

平成 25 年 度	平成 26 年 度
	3,500円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、500円加算)
	平成26年10月1日より開始する事業年度より12.1%(標準税率9.7%)
平成25年4月1日から 売渡本数千本につき5,262円 (旧3級品たばこは千本につき2,495円)	

年度		平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																																																
区分	個人																																																																																																																																		
	均等割		均等割軽減制度廃止 ①均等割を負う配偶者又は扶養親族/100円軽減。 ②均等割を負う配偶者又は扶養親族を2人以上有する納税義務者/200円軽減																																																																																																																																
	所得割																																																																																																																																		
	均等割																																																																																																																																		
市	均等割																																																																																																																																		
	均等割																																																																																																																																		
人	均等割																																																																																																																																		
	均等割																																																																																																																																		
民	均等割																																																																																																																																		
	均等割																																																																																																																																		
法	均等割																																																																																																																																		
	均等割																																																																																																																																		
税	均等割																																																																																																																																		
	均等割																																																																																																																																		
固定資産税																																																																																																																																			
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円</p> <p>○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>現行税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>現行税率</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">貨物</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>現行税率</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">自家用</td> <td>現行税率</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新税率</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>※平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は新税率を適用</p> <p>雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円</p> <p>○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円</p> <p>○二輪の小型自動車 4,000円</p>	四輪以上	乗用	営業用	現行税率	3,900円	新税率	5,500円			自家用	現行税率	6,900円	新税率	7,200円		貨物	営業用	現行税率	10,800円	新税率	3,000円			自家用	現行税率	3,800円	新税率	4,000円				新税率	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー(三輪以上)</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>屋根付三輪</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">軽自動車</td> <td>二輪のもの(側車付を含む。)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td>旧税率</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>旧税率</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家用</td> <td>旧税率</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>旧税率</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>旧税率</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新税率</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重課税率</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重課税率</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雪上車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被けん引車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)</p> <p>(イ)乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>(ウ)乗用:平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る</p>	車種区分		税率	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円	90cc以下のもの	2,000円	125cc以下のもの	2,400円	ミニカー(三輪以上)	3,700円	屋根付三輪	2,000円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)	3,600円	三輪のもの	旧税率	3,100円	新税率	3,900円	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500円	新税率	6,900円	自家用	旧税率	8,200円	新税率	10,800円	貨物	営業用	旧税率	12,900円	新税率	3,000円	自家用	旧税率	3,800円		新税率	4,500円		重課税率	5,000円		重課税率	6,000円		雪上車	3,600円		被けん引車	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円		その他のもの	5,900円		二輪の小型自動車	6,000円	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
四輪以上	乗用				営業用	現行税率	3,900円																																																																																																																												
		新税率	5,500円																																																																																																																																
		自家用	現行税率	6,900円																																																																																																																															
			新税率	7,200円																																																																																																																															
	貨物	営業用	現行税率	10,800円																																																																																																																															
			新税率	3,000円																																																																																																																															
		自家用	現行税率	3,800円																																																																																																																															
			新税率	4,000円																																																																																																																															
			新税率	5,000円																																																																																																																															
車種区分		税率																																																																																																																																	
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円																																																																																																																																	
	90cc以下のもの	2,000円																																																																																																																																	
	125cc以下のもの	2,400円																																																																																																																																	
	ミニカー(三輪以上)	3,700円																																																																																																																																	
	屋根付三輪	2,000円																																																																																																																																	
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)	3,600円																																																																																																																																	
	三輪のもの	旧税率	3,100円																																																																																																																																
		新税率	3,900円																																																																																																																																
	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500円																																																																																																																														
				新税率	6,900円																																																																																																																														
		自家用	旧税率	8,200円																																																																																																																															
			新税率	10,800円																																																																																																																															
		貨物	営業用	旧税率	12,900円																																																																																																																														
				新税率	3,000円																																																																																																																														
	自家用		旧税率	3,800円																																																																																																																															
		新税率	4,500円																																																																																																																																
		重課税率	5,000円																																																																																																																																
		重課税率	6,000円																																																																																																																																
		雪上車	3,600円																																																																																																																																
		被けん引車	3,600円																																																																																																																																
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																																																	
	その他のもの	5,900円																																																																																																																																	
	二輪の小型自動車	6,000円																																																																																																																																	
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																															
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																															
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																													
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																																													
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																													
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																																													
市たばこ税		平成28年4月1日から 旧3級品たばこは千本につき2,925円 手持品課税は旧3級品所持本数千本につき430円																																																																																																																																	
鉱産税																																																																																																																																			
特別土地保有税																																																																																																																																			
入湯税																																																																																																																																			
事業所税																																																																																																																																			

平成 29 年 度				平成 30 年 度																																																															
<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) (イ)乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る</p>				車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>				車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																														
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																														
	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																														
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																														
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																														
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																														
	車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																													
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																														
	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																														
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																														
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																														
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																														
	<p>平成29年4月1日から 旧3級品たばこは千本につき3,355円</p>				<p>一般品:売渡本数千本につき 5,262円(平成30年10月1日から5,692円) 旧3級品:売渡本数千本につき 4,000円 手持品課税 一般品:所持本数千本につき 430円(平成30年10月1日実施) 旧3級品:所持本数千本につき 645円(平成30年4月1日実施)</p>																																																														



年度		令和元年度	令和2年度																																																						
区分	個人	均等割																																																							
	市民	所得割																																																							
	法人	均等割																																																							
		法人税割	令和元年10月1日から開始する事業年度から8.4%(標準税率6.0%)																																																						
固定資産税																																																									
種別割	軽自動車	<p>※令和元年10月1日から軽自動車税種別割に名称変更(令和元年度は軽自動車税として課税)</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																				
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
環境性能割	<p>※令和元年10月1日から創設 取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>(エ)</td> <td>2.0% 1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)令和2年度燃費基準+20%達成車 (イ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+20%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 (エ)平成27年度燃費基準+10%達成車 ※(ア)から(エ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>	区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)		(ハイブリット車含む)	(イ)		LPG車	(ウ)	1.0% 0.5%	上記以外	(エ)	2.0% 1.0%	<p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>																																			
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(ア)																																																								
(ハイブリット車含む)	(イ)																																																								
LPG車	(ウ)	1.0% 0.5%																																																							
上記以外	(エ)	2.0% 1.0%																																																							
市たばこ税	旧3級品:令和元年10月1日から売渡本数千本につき 5,692円 手持品課税 旧3級品:所持本数千本につき 1,692円(令和元年10月1日実施)	令和2年10月1日から売渡本数千本につき 6,122円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和2年10月1日実施)																																																							
鉱産税																																																									
特別土地保有税																																																									
入湯税																																																									
事業所税																																																									

令和3年度		令和4年度																																																							
<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上)</p> <p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</p> <p>(イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>(ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上)</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</p> <p>(イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>(ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	—	—	貨物 営業用	1,000円	—	—	貨物 自家用	1,300円	—	—
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
		貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																				
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	—	—																																																				
		貨物 営業用	1,000円	—	—																																																				
		貨物 自家用	1,300円	—	—																																																				
<p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td>(イ)</td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車</p> <p>(イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車</p> <p>(ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車</p> <p>※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>		区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)	(イ)	(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	<p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td>(イ)</td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車</p> <p>(イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車</p> <p>(ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車</p> <p>※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)	(イ)	(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%														
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(ア)	(イ)																																																							
(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%																																																							
LPG車	(ウ)	1.0%																																																							
上記以外	2.0%	2.0%																																																							
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(ア)	(イ)																																																							
(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%																																																							
LPG車	(ウ)	1.0%																																																							
上記以外	2.0%	2.0%																																																							
<p>令和3年10月1日から売渡本数千本につき 6,552円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和3年10月1日実施)</p>																																																									

年度		令和5年度																																		
区分	個人	均等割																																		
	個人	所得割																																		
	法人	均等割																																		
	法人	法人税割																																		
固定資産税																																				
種別割	軽自動車	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上)</p> <p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">のもの</td> <td>貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</p> <p>(イ)令和12年度燃費基準90%達成車であつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>(ウ)令和12年度燃費基準70%達成車であつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用	自家用	2,700円	—	—	のもの	貨物	営業用	1,000円	—	—	貨物	自家用	1,300円	—	—
		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																														
三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																														
		乗用	自家用	2,700円	—	—																														
	のもの	貨物	営業用	1,000円	—	—																														
		貨物	自家用	1,300円	—	—																														
環境性能割	<p>※ ただし、令和6年1月1日以降取得分からガソリン車(ハイブリット車含む)・LPG車の税率区分に係る燃費基準に改正あり</p>																																			
市たばこ税																																				
釧産税																																				
特別土地保有税																																				
入湯税																																				
事業所税																																				